

【溶出量基準】

項 目	基 準	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	検液 1 L につきカドミウム 0.003mg 以下であること	日本産業規格（以下「規格」という。） K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
六価クロム化合物	検液 1 L につき六価クロム 0.05mg 以下であること	規格K0102-3 24.3（24.3.7を除く。）に定める 方法（ただし、24.3.2に定める方法により塩分 の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、 規格K0170-7 7のa）又はb）に定める操作を行 うものとする。）
クロロエチレン	検液 1 L につき0.002mg 以下 であること	平成 9 年 3 月環境庁告示第10号（地下水 の水質汚濁に係る環境基準について）付 表に掲げる方法
シ マ ジ ン	検液 1 L につき 0.003mg 以下 であること	昭和46年12月環境庁告示第59 号（水質汚濁に 係る環境基準について）（以下「水質環境基準 告示」という。）付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げ る方法
シアン化合物	検液中にシアンが検出されない こと	規格K0102-2 9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を 行い、9.4、9.5、9.6若しくは9.7の分析を行う 方法又は水質環境基準告示付表 1（蒸留操作は 装置にて行う。）に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 L につき0.02mg 以下 であること	水質環境基準告示付表 6 の第 1 又は第 2 に掲 げる方法
四 塩 化 炭 素	検液 1 L につき 0.002mg 以下 であること	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下 であること	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は 5.5に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき0.1mg 以下 であること	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に 定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき0.04mg 以下 であること	シス体にあつては規格K0125 5.1、5.2又 は5.3.2に定める方法、トランス体にあつ ては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定め る方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下 であること	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方 法
ジクロロメタン	検液 1 L につき0.02mg 以下 であること	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方 法

項 目	基 準	測 定 方 法
総水銀	検液 1 L につき水銀0.0005mg 以下であること	水質環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	水質環境基準告示付表3及び昭和49年9月環境庁告示第64号(環境大臣が定める排水基準に係る検定方法)(以下、「排出基準検定告示」という。)付表1に掲げる方法
セレン及びその化合物	検液 1 L につきセレン0.01mg 以下であること	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき0.01mg以下 であること	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg以下 であること	水質環境基準告示付表5に掲げる方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg以下 であること	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg以下 であること	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 L につき0.01mg以下 であること	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 に定める方法
鉛及びその化合物	検液 1 L につき鉛0.01mg以下 であること	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5 に定める方法
砒素及びその化合物	検液 1 L につき砒素0.01mg以下 であること	規格K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5 に定める方法
ふっ素及びその化合物	検液 1 L につきふっ素0.8mg以下 であること	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ml に硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250ml を混合し、水を加えて1,000ml としたものをを用い、規格 K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は5.2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び5.5 に定める方法

項 目	基 準	測 定 方 法
ベンゼン	検液 1 Lにつき0.01mg以下 であること	規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方 法
ほう素及びその化合物	検液 1 Lにつきほう素1mg以下 であること	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方 法
ポリ塩化ビフェニル (P C B)	検液中に検出されないこと	水質環境基準告示付表 4 に掲げる方法
有機りん化合物（パラチオ ン、メチルパラチオン、メ チルジメトン及びEPNに限 る）	検液中に検出されないこと	規格K0102-4 7.2.1及び7.2.3に定める方 法又はパラチオン、メチルパラチオン若 しくはEPNにあっては規格K0102-4、7.2.1、 7.2.2.2及び7.2.5若しくは7.2.1及び 7.2.6に定める方法（ただし、7.2.6に定 める方法により測定する場合において、 7.2.2のクリーンアップを行うときは、 7.2.2.2に定める操作とする。）

【含有量基準】

項 目	基 準	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	土壌 1 kgにつきカドミウム45mg以下であること	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.2、14.3、14.4又は14.5に定める方法（準備操作にあっては、4.2.4.5に定める方法を除く。）
六価クロム化合物	土壌 1 kgにつき六価クロム250mg以下であること	規格K0102-3 24.3（24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7 7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
シアン化合物	土壌 1 kgにつき遊離シアン50mg以下であること	規格K0102-2 9.4、9.5、9.6又は9.7に定める方法
水銀及びその化合物	土壌 1 kgにつき水銀15mg以下であること	水質環境基準告示付表2に掲げる方法
セレン及びその化合物	土壌 1 kgにつきセレン150mg以下であること	規格K0102-3 26.2、26.3又は26.4に定める方法
鉛及びその化合物	土壌 1 kgにつき鉛150mg以下であること	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法（準備操作にあっては、4.2.4.5に定める方法を除く。）
砒素及びその化合物	土壌 1 kgにつき砒素150mg以下であること	規格K0102-3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法
ふっ素及びその化合物	土壌 1 kgにつきふっ素4000mg以下であること	規格K0102-2 5.2及び5.3、5.2及び5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は5.2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。）及び5.5に定める方法
ほう素及びその化合物	土壌 1 kgにつきほう素4000mg以下であること	規格K0102-3 5.2、5.5又は5.6に定める方法
銅	農用地（田に限る）においては、土壌 1 kgにつき銅125mg未満であること	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
砒素及びその化合物	農用地（田に限る）においては、土壌 1 kgにつき15mg未満であること	昭和50年4月総理府令第31号に定める方法